# 令和4年第11回玉名市農業委員会総会議事録

令和4年11月7日(月)午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

下川 安 髙田 1番 2番 優子 4番 岡田 正治 5番 坂本 正敏 健一 7番 田端 末雄 8番 本田多美子 澤村 哲志 6番 土田 10番 木村 昌治 西本賢二郎 11番 12番 13番 中島 浩輔 14番 德井 勝美 境 浩之 髙島 尚 中山 一久 靖晃 15番 16番 17番 18番 田上 19番 丸山和則

- 2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。
- 3番 村上 孝夫 9番 岡村 栄一
- 3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推3 推 1 水本 信之 推2 梅田政次郎 田中 正通 推4 小山 包昭 推7 平野 推5 安田 謙二 船津 和利 推8 上田 龍介 推 9 雅久 裕一 嶋田 柴尾 覚 推11 推13 宮永 大家 推10 義一 推15 泉 推16 園田 勝義 推17 永田 眞一 推18 後藤 雄一 推19 坂門 聡一

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推6 縄田 伊知郎 推12 髙本 昌揮 推14 東 直幸

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 小山 博 次長 宮本真由美 係長 園木 俊範 主任 大原 三和 会計年度任用職員 小山久美子 会計年度任用職員 平本 和大

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

#### 議 題

第 52 号 農地法第3条の規定による許可申請について

第53号 農地法第5条の規定による許可申請について

第 54 号 農用地利用集積計画の決定について

#### 報告

第 30 号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について(18条)

第 31 号 許可不要転用届について

#### 1. 開 会

**〇事務局長(小山 博君)** それでは、ただいまから総会を開会いたします。

本日は農業委員総数19名のうち3番、村上委員、9番、岡村委員から欠席の届 出が出ており、17名の御出席であります。

農地利用最適化推進委員19名のうち、6番、縄田推進委員、12番、髙本推進委員、14番、東推進委員から欠席の届出が出ており、農地利用最適化推進委員19名のうち16名の御出席であります。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和4年第11回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

----

### 2. 会長挨拶

- **〇事務局長(小山 博君)** まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。
- **〇会長(下川 安君)** すみません、皆さん改めましてこんにちは。

本日お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。 大変お疲れさまです。

11月になりまして大分寒くなってきました。今日11月7日は立冬だそうです。 これからだんだん寒くなりますけれども、今から農家のほうも大分収穫作業や種ま きだったりとか、そういうことで大変忙しい時期に年末にむけて入るのかなあと思 いますので、体調管理に気をつけていただきまして頑張っていただきたいと思いま す。

それから、皆さんもちょっとお読みになったかもしれませんけれども、11月1日の熊日の社説にですね、水田活用交付金というのがそういうのが出ていました。この交付金は主食用米から転作を支援するそんな交付金ですけれども、2022年度から、今年度ですかね、5年間1回も水張りをしていなかったところはその交付対象から外すという記事が出ていました。それからもう一つは、水田を畑作に切り替えていくような、そういう支援を考えていきたいというような記事もありましたし、今後は農水省のほうで水田を畑地化するにあたって、どんな課題があるのかというのを検討して、法制化をしていくようなそういう社説が出ていましたので御紹介をしておきます。

そんな法改正がいろいろありますので、市場のほうもこのあいだ法改正がありましたので、農業を取り巻く環境は、本当厳しくなっているのかなというようなことを感じています。

いろんな挨拶の中で、いつごろから始まったのかよくわかりませんけど、農業を

取り巻く環境は厳しいというようなフレーズが決まり文句のようにずっと挨拶の中では言われていました。そのとおりだなあと思って、最近は本当にそのとおりだなあと思って、本当に農業従事者の高齢化もあるし、後継者の問題もある、経営継承をどんなふうにしていこうかとか、ロシアのウクライナ侵攻で燃料は高騰するは物価は上がるは、肥料は高騰するはという話、コロナで需要は低迷するは価格は下がるはというような、いろんなことがあっていますので、最近は本当に農業を取り巻く環境は厳しいなあというようなことを非常に思っています。世の中いろんな動きがあっていますけれども、物価高であったりとか、何て言うんですかね、北朝鮮のミサイルも最近飛ぶようになったというような、世の中がそういう動きになっていますけど、農家にとっても大きな大変な時期がきているのかなあと思います。

そういうところですけれども自分たちで、世の中そうですけれども、私たちは私 たちのできることを精一杯頑張って、地域を良くしていくようにしていかなければ ならんというような思いもあります。

最後に、コロナが最近また話が出てきました。このあいだラジオを聴いていたら コロナ感染症の対策の委員会ですかね、分科会ですかね、委員のほうから、もう第 8波の入り口にきているというような話もあっていますので、これについても十分 気をつけていただきたいと思います。そういうことを思いながら挨拶をさせていた だきました。

本日はよろしくお願いします。

----

#### 3. 議事録署名委員指名

○議長(下川 安君) それでは早速、議事に入りたいと思います。

今日は、議第52号から議第54号まで36件の議案審議、それから報告30号から報告31号までの38件の報告があります。

皆様方の慎重なる御審議、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名は、委員番号15番の境浩之委員と17番の中山一久委員にお願いいたします。

それから、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますよう よろしくお願いいたします。

併せて、採決につきましては、議決権のある農業委員のみで挙手をお願いしたい と思います。よろしくお願いします。

----

#### 4. 議事

〇議長(下川 安君) それでは、はじめに、議第52号農地法第3条の規定による許

可申請についてを議題といたします。件数は7件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。1ページをお願いします。

議第52号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の 規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するも のとする。令和4年11月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、築地の申請人で、築地の田631㎡を相手方の要望とリハビリ用農業用地として売買するものです。

2番、築地の申請人で、築地の田232㎡を相手方の要望とリハビリ用農作業用地として売買するものです。

3番、築地の申請人で、築地の畑981㎡を労力不足と規模拡大のため売買する ものです。

2ページをお願いいたします。

4番、築地と滑石の申請人で、滑石の畑589㎡外1筆、計925㎡を空き家に付随する農地のため売買するものです。この農地は、令和4年7月5日、議第37号において空き家に付随する農地として別段の面積の指定申請があり承認されております。

5番、三ツ川と滑石の申請人で、三ツ川の畑744㎡を労力不足と規模拡大のため売買するものです。

6番、岱明町と横島町の申請人で、横島町横島の田903㎡を相手方の要望と規模拡大のため売買するものです。

7番、熊本市西区の申請人で、天水町小天の畑296㎡を空き家に付随する農地のため売買するものです。この農地は、令和4年5月6日、議第24号において空き家に付随する農地として別段の面積の指定申請があり承認されております。

以上7件、合計4,712㎡につきまして、農地法第3条第1項各号の禁止規定 から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、 地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御 提案しております。

去る10月31日及び11月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(下川 安君) 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をお願いいたします。

それでは、1番からお願いします。1、2、3は同じ委員、よろしくお願いします。

○推2番(梅田政次郎君) 推進委員2番、梅田です。1番と2番の議案について説明 いたします。

譲受人の要望により医療法人へ売買し、リハビリ用農作業用地として、入所者ま たは施設利用者のリハビリ効果をねらって、野菜、穀物を年間を通して耕作すると いうことで、現地調査の結果問題ないと思い、審議のほどよろしくお願いします。

3番の議案について説明します。

譲渡人は労力不足のため申請地に隣接する農地を所有する譲受人に売買するもの とし、問題ないと思います。

以上です。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 続きまして、4番、5番は同じ委員ですのでよろしくお願いします。

〇4番(岡田正治君) 農業委員4番、岡田です。4番の案件について説明いたします。 申請地は、令和4年7月総会で空き家に付随する農地として指定いただいた農地 になります。その指定を受けて空き家の購入者から、建物及び指定した農地を譲り 受けるべく許可申請が提出されました。譲受人は滑石にお住まいで、申請地を購入 し、野菜を栽培されます。宅地は売買契約が済んでいて、いずれ譲受人と妻で住む とのことです。農機具等については、耕運機、草刈り機、動噴機1台を持ってくる 予定です。特に問題はないと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、5番の案件について説明いたします。

場所は病院を3㎞ほど上り、左折して7、800mぐらいでしょうか、山中にあ ります。畑744㎡、労力不足と規模拡大のため売買されるものです。譲受人の土 地の隣にあり、下限面積もクリアしております。何ら問題ないかと思われます。御 審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 続きまして、6番をお願いいたします。

○2番(高田優子君) 農業委員2番、髙田です。6番の案件について御説明いたしま す。

所有権移転の売買の申請でございます。譲受人の要望により近隣に農地を所有す る譲渡人に売買するものでありまして、葉物野菜、オクラ、キャベツを作られると いうことで、現地調査の結果、何ら問題なく許可相当と思います。御審議のほどよ ろしくお願いいたします。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 続きまして、7番をお願いいたします。

**〇19番(丸山和則君)** 農業委員19番、丸山です。7番の案件について御説明しま

す。

申請地は令和4年5月の総会で空き家に付随する農地として指定をいただいた農地であります。その指定を受けて空き家の購入者から建物及び指定した農地を譲り受けるべく許可申請が提出されたものです。譲受人は玉名市にお住まいで、申請地を購入し、みかんと野菜を栽培されます。申請にいたっては、茨城県のほうで5月に河内町の農業法人に就農され、物件を探していたところ、天水町の物件が職場から近いため、空き家、隣接する農地を取得するべく今回の申請に至ったものです。宅地は売買契約は済んでいて単身で住むとのことです。農機具等については、耕運機と動噴機1台と草刈り機3台を持ってくる予定です。特に問題はないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

- ○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。
  - 3条申請につきまして委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御 意見、御質問はありませんでしょうか。
- ○8番(本田多美子君) 農業委員8番、本田です。空き家に付随する農地についてお 尋ねします。

譲受人さんたちはほとんど経営面積がゼロという形で、空き家に付随する農地だから取得できるということで、この農地を4番は925㎡、7番は296㎡、それぞれ農地の差はあるんですけど、それはどうしてもやはり農地だから、その人が経営面積ゼロでも、何もトラクターもいろんな農機具持っていなくても、やはり農地として活用しなければ買ったときはいけないという法ですか、そういうのがあるんでしょうか。

- ○議長(下川 安君) 空き家に付随する農地の規定かなんかあると。
- ○係長(園木俊範君) 事務局の園木です。指定の条件としては、要綱に定めているんですけれども、空き家に付随する農地が遊休農地または遊休農地になる恐れがあり、所有者または法定相続人による維持管理、または耕作の見込みがなく、かつ周辺農地の農業上の効率的、総合的な利用の確保に影響を与えないものと認められ、次のいずれかに該当しない農地であるということで、その該当しない農地等はですね、賃借権、地上権が設定された農地、農地中間管理権が設定された農地と利用権が設定された農地ということで、いろいろと指定があるんですけれど、一応空き家に付随する農地ということで、いろいろと指定があるんですけれど、一応空き家に付随する農地ということで、農地法3条になりますので、必ず農地については新居で入られた方につきましては、耕作をしていただくということが条件になっております。購入してから5年間は農地を売ったりというのができないことを誓約書のほうに書いていただいております。以上です。
- **〇8番(本田多美子君)** わかりました。ありがとうございました。

- O議長(下川 安君) ほかに何か御質問ございませんでしょうか。 はい、岡田委員。
- ○4番(岡田正治君) 4番、岡田です。その場合は耕作するためにトラクター及び耕 運機及び消毒するためのミスト機とか、動噴とかは最低限持っとかなんいかんとで すかね。全然持たんでもそれ許可できると。
- ○係長(園木俊範君) 事務局の園木です。今、先ほどの委員の質問につきましては、 農機具については一応新居で来られる方につきましては、新規就農の方もいらっしゃいますし、もともと農業をされていた方もいらっしゃいますので、その農機具については必要最低限度ですね、農業をしていただくような草刈り機とか消毒機なんかはですね、持ってきていただきたいんですけれども、なかには全然農業をされていない方もいらっしゃいますので、あくまでどなたか近隣の方とかリースとかがありますので、そこで借りてから農地として耕作をしていただくということでお願いをしております。ですので、必ずしも農機具等が必須というわけではありません。 以上です。
- ○議長(下川 安君) よろしいですか。
- ○4番(岡田正治君) はい、わかりました。
- ○議長(下川 安君) ほかにございませんでしょうか。

(なしの声)

**○議長(下川 安君)** ほかになければ採決のほうに移りたいと思います。

議第52号農地法第3条の規定による許可申請7件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 举手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、 議第52号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第53号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたしま す。件数は15件です。

この議第53号には、受付番号8番、それから11番、13番、そして15番につきましては、始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務担当者が読み上げますのでよろしくお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

**〇事務局長(小山 博君)** 事務局、小山です。 3ページをお願いいたします。

議第53号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記 農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和4年11月7日提出、 玉名市農業委員会会長、下川 安。 1番、申請物件が六田の田403㎡で、転用目的は宅地分譲2区画です。農地区 分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が山田の畑336㎡で、転用目的は建売住宅1戸です。農地区分は、上下水管等が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が築地の畑380㎡で、転用目的は宅地分譲1区画です。農地区 分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、 ほかに適当な場所がないものと判断しております。

4ページをお願いします。

4番、申請物件が築地の田201㎡外6筆、計2,947㎡で、転用目的は病院 駐車場です。申請地は農用地区域内であり、現在農振除外の公告縦覧中で、除外後 の農地区分は第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるとこ ろですが、病院、診療所、その他医療事業の用に供する施設で、その目的を達成す る上で市街地以外の地域に設置する必要があるものであり、許可は可能となってお ります。

5番、申請物件が大浜町の田2.41㎡外1筆、計177.41㎡で転用目的は個人住宅です。申請地は農用地区域内であり、現在農振除外の公告縦覧中で、除外後の農地区分は第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅であり、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可は可能となっております。報告第30号35番と関連しております。

6番、申請物件が小野尻の田306㎡外1筆、計1,062㎡で、転用目的は農家住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅であり、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。報告第30号25番及び26番と関連しております。

7番、申請物件が岱明町野口の田444㎡で、転用目的は境内地で洪水用対策用地です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

5ページをお願いいたします。

8番、申請物件が岱明町上の畑2,548㎡で、転用目的は農業用施設・酪農用 飼料置場です。申請地は農用地区域内にある農地であり、原則許可はできませんが、 農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において、農業の用途に供すること から許可は可能と判断しております。

9番、申請物件が岱明町鍋の田251㎡で、転用目的は農業用施設、農漁業倉庫、

漁業資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い 農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が横島町横島の田1,191㎡で、転用目的はコンビニエンスストア駐車場です。農地区分は、おおむね300m以内に駅、インターチェンジ、市役所等が存在する農地で第3種農地と判断しております。

11番、申請物件が横島町横島の田641㎡で、転用目的は農業用施設、農機具格納庫、農業用資材置場、選果場です。申請地は、農用地区域内にある農地であり、原則許可はできませんが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において、農業の用途に供することから許可は可能と判断しております。

12番、申請物件が天水町部田見の田714㎡で、転用目的は営業用自動車保管場所です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

6ページをお願いいたします。

13番、申請物件が天水町野部田の田、現況宅地1,720㎡外3筆、計3,39 4㎡で、転用目的は資材倉庫等・駐車場です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

14番、申請物件が天水町小天の畑330㎡外1筆、計396㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね300m以内に駅、インターチェンジ、市役所等が存在する農地で、第3種農地と判断しております。

15番、申請物件が天水町小天の畑120㎡外4筆、計758㎡で、転用目的は 駐車場及び事業用地拡張です。農地区分は、おおむね300m以内に駅、インター チェンジ、市役所等が存在する農地で、第3種農地と判断しております。

以上15件、合計15,642.41㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る10月31日及び11月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(下川 安君) はい、事務局の説明が終わりましたので、まずは始末書の添付 関係から、受付番号1番から7番まで順に委員の説明をお願いいたします。 それでは1番をお願いいたします。

**〇推1番(水本信之君)** 推進委員1番、水本です。1番の案件について説明いたします。

場所はスーパー東側100m、事業目的は宅地分譲2区画、事業面積は403㎡、 南側は道路で周りは住宅、隣接地の周りにはブロックを設置し盛土をする。排水計 画は南側市道から給水、生活雑排水は南側市下水道に流す。周りに農地はなく、被 害が出ることもない。

現地調査の結果、問題なしと判断します。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

**〇4番(岡田正治君)** 4番農業委員、岡田です。 2番の案件につきましてお答えいた します。

場所は近くに築山小学校等の学校施設があり、また、歯科の病院施設など清閑なる土地になります。面積は336㎡、木造平屋建て99.98㎡の建売住宅を計画されております。給排水計画としまして、上水は南側道路に通っている上水管に接続いたします。生活雑排水は南側道路に通っている下水道に接続いたします。雨水については、地面の自然吸収させるほか、集水桝を設け南側側溝に放流する予定です。被害防除計画といたしまして、北側と東側はブロック塀がありまして、西側は道路との境にですね、擁壁を設置する予定です。また南側は、北側が50cmほど高いため、スロープ状にして南側道路より進入いたします。万一被害が生じる場合は、譲受人の責任において対処いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

続きまして、3番、4番につきましては同じ委員ですので続けてお願いいたします。

**〇推1番(水本信之君)** 推進委員1番、水本です。3番、4番の案件について御説明 いたします。

まず3番の案件ですけど、場所は築山小学校北西700mぐらい、事業目的は宅地分譲1区画、事業面積は380㎡、東側は道路、南と西側は住宅です。北側は農地、敷地内境界にブロック2段を設置する。敷地内は高さが多少違うのでならす程度。給排水計画は、給水は東側道路の市水を利用する。生活雑排水は東側道路下水道に接続し排水する。雨水は東側側溝に流す。

現地調査の結果、問題ないと判断いたします。審議のほどよろしくお願いします。 4番の案件について御説明します。 場所は病院の東側駐車場に隣接する土地です。事業目的は職員、患者、来客のための駐車場です。事業面積は2,947㎡、職員駐車場43台分666㎡、患者用21台分325㎡、身体障がい者用駐車場5台分77.5㎡、事務用駐車場11台分286㎡、作業の通路回転スペースが1,591㎡、給排水計画は、給水はなし、雨水は敷地内に集水桝を設け、水路に流す。生活雑排水は発生しない。隣接等の境界は、ブロックまたは擁壁工事を行い、土砂の流出がないように留意する。万一周辺農地に被害が生じた場合、申請者が責任を持って対処します。

現地調査の結果、許可相当と判断します。以上です。

- ○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 続きまして、5番をお願いいたします。
- ○5番(坂本正敏君) 農業委員5番、坂本です。5番の案件について御説明します。この農地は祖父の所有地から譲り受け、農振除外申請、農地転用申請を行った農地です。事業面積は321.47㎡、うち転用面積177.41㎡、既存宅地面積143.06㎡で、個人住宅を建てるにあたり、既存宅地部では足りないため農地転用申請を行ったとのことです。給排水計画、造成後の被害防除も4名の委員で現地調査した結果、何ら問題もなく許可相当だと思います。御審議のほどよろしくお願いします。
- O議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 続きまして、6番をお願いいたします。
- ○6番(土田健一君) 農業委員6番、土田です。6番の案件について説明いたします。申請地は豊水小学校から西へ500mほど行ったところです。譲渡人と譲受人は親子関係で、一緒に現在はハウス園芸を営んでおります。譲受人は夫婦、子ども2人で譲渡人と同居しておりますが、子どもの成長で手狭となり、子どもが預けやすい近距離に土地を探していたところ、申請地は現在の住まいから100mぐらいの近距離で、譲渡人から譲受人への贈与によって所有権を移転し、仕事の拡充と子育ての両立からですね、住宅と農業用倉庫を新築するものであります。敷地は盛土を行い、境界をブロックで囲み土砂の流出を防ぐ、給水は上水道を利用し、汚水は合併浄化槽による処理後に西側の排水路へ放出、雨水は浸透桝による敷地内処理後、水路へ放出する。周辺農地への被害防除対策については、申請地の建ぺい率、容積率から、日照・通風・農業排水施設等、土砂の流出も含め影響はなく、万一問題が生じた場合は申請者が責任を持って対処するとのことです。

現地調査の結果、問題ないと判断をいたしております。御審議のほどよろしくお 願いいたします。以上です。

**〇議長(下川 安君)** はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

**〇推11番(柴尾 覚君)** 推進委員11番、柴尾です。7番の案件について説明します。

ここは第3種農地、準工業地域です。譲渡人は岱明町野口、田444㎡、譲受人は今年ですね、令和4年に5条の認可を受けて建物を建て替えて完了しています。申請地は旧国道208号線、玉名荒尾線のスーパー西隣で、譲渡人は営農を継続していく後継者がおらず、農地として機能していくことは難しいと相談を地権者から受け、土地の有効活用の道を模索したところ、付近の水路の位置や防災ハザードを考慮し、非常用の対策池を設置する場所と判断いたしました。近年洪水などの災害の発生が多発し、水害事故も発生しております。このような現状から、洪水対策池を設置することで、大雨などの災害時に雨水を一時的に貯水し、水路の水位を維持したまま多量の雨水も下流への負担をかけなく流すことができます。相手側の被害だけではなく、周辺地域の方々の水路の氾濫などの水害被害を未然に防ぐことを考慮すると必要な施設であり、地域に貢献できる活動であると思います。審議のほどよろしくお願いします。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

続きまして、8番ですけれども、これにつきましては始末書の添付がありますので、事務局担当者が読み上げます。

- ○事務局次長(宮本真由美君) ─ 8番の案件について始末書朗読 ─
- ○議長(下川 安君) はい、受付番号8番につきましては始末書が読み上げられましたので、8番から10番まで委員の説明をよろしくお願いします。

では8番をお願いします。

**〇推10番(嶋田裕一君)** 議案8番の案件について御説明いたします。

申請地は岱明町上にて酪農業を経営する農業生産法人牧場内の牛舎横、畑2,5 48㎡となります。申請法人は乳牛を飼育するために毎日大量の飼料が必要であり、 それに対応する広い保管場所が必要となっています。現在は申請法人役員の個人名 義でありますが、経営合理化のため法人名義とする必要があるとのことです。当農 地は、現在既に始末書のとおり酪農用飼料置場として使用しております。飼料を置 くのみであり給排水設備は不要となります。周辺農地への影響はないと思われます が、損害が発生した場合は申請人の公的責任の範囲で対処するとのことです。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので御審議のほどよろしくお 願いします。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いいたします。

**〇推13番(宮永義一君)** 推進委員13番、宮永です。9番の案件で御説明いたします。

譲渡人と譲受人の売買で、譲受人の土地に隣接する土地に同じ高さにブロック3段を重ねて左側、家の東側に隣との境をします。盛土にして今、建っている建物の横に鉄骨で平屋倉庫を建てて、東側にはですね、漁業用資材置場にするそうです。給水はありません。排水は生じません。雨水は敷地に自然浸透ということで、現地を確認したところ何ら問題ありません。許可相当と思いますので審議をよろしくお願いします。以上。

- ○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 続きまして、10番をお願いします。
- **〇2番(高田優子君)** 農業委員2番、髙田です。10番の案件について御説明いたします。

転用目的は駐車場で、賃借権を設定するものです。土地の選定理由といたしまして、申請地は申請人が経営するコンビニエンスストアに隣接しておりまして、この店舗の駐車場不足を解消するための最適の場所と選定理由ということでした。計画概要につきましては、面積が1,191m $^{\circ}$ 、駐車場は車両14台分の駐車場となる予定です。店舗と同等程度の高さになるよう約50cmの盛土造成をし、アスファルト舗装をするということでした。

給排水計画ですが、給水は不要であります。雨水は集水桝及び浸透桝による地下 浸透をさせるということです。被害防除計画といたしまして、周囲と同じ高さにな るため、土砂の崩落などの被害発生の恐れはなく、ガス・湧水・捨て石などの粉塵 などによる付近の農業への影響は全くございません。駐車場でありますので、近隣 の土地への日照、通風、耕作などへの影響はなく、転用にあたっては近隣への迷惑 のないように十分注意するということでした。また、隣接地に損害が発生した場合 は、申請人の公的責任の範囲内で対処するということでした。

以上、現地調査をいたしまして、何ら問題なく許可相当と思いました。御審議の ほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

続きまして、次の11番につきましても始末書が出ていますので、事務局担当者 が読み上げます。

- ○事務局次長(宮本真由美君) ─ 11番の案件について始末書朗読 ─
- ○議長(下川 安君) 11番につきまして始末書が読み上げられましたので、受付番号11番、それから12番につきまして委員の説明をお願いします。

それでは、11番をお願いいたします。

**〇16番(髙島 尚君)** 農業委員16番、髙島です。11番の案件について御説明いたします。

申請地は国道501号より南に500m、唐人川西側の場所であります。先ほど事務局から始末書の説明がありましたとおり、申請地には既に農業用倉庫が建っております。転用面積は641㎡で、建物、農業用倉庫は160㎡であります。申請人は苺農家であり、現在の倉庫が手狭になり、倉庫には農業用機械、また農作業車両のほかに農業用資材等の保管場所、また苺の選果用の部屋が必要であります。給排水の計画については、北側の自宅の井戸設備から引き込みます。トイレは汲み取り式、また倉庫にはキッチンが設置してありますけれども、湯沸かし程度であり、汚水は排水しません。余剰水と雨水につきましては、南側水路に排水、または北側隣接地との境界にはブロック塀が、土留めがあります。万が一被害が発生した場合、転用者が責任を持って対処するとのことでした。

以上、現地調査しました結果、建設済みではありますが特に問題はないかと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

- ○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 続きまして、12番をお願いいたします。
- 〇推17番(永田眞一君) 推進委員17番、永田です。12番の案件について説明します。

申請地は有明消防組合の天水分署の近くの場所です。申請人は自動車の販売、整備、レンタカー及び観光バス事業を拡大しており、今回申請する農地で営業用保管場所を建設したい。給排水計画については特に発生しませんが、雨水については自然浸透、オーバーフロー分については隣接する排水路に流出する。隣接境界には少し盛土をしてL型擁壁とブロックを設置し、土砂の流出を防ぐということです。万が一被害が発生した場合、申請者が責任を持って対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思います。以上です。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

次の13番、これにつきましては始末書が出ておりますので、事務局のほうで読み上げます。よろしくお願いします。

- ○事務局次長(宮本真由美君) ─ 13番の案件について始末書朗読 ─
- ○議長(下川 安君) ただいま13番の始末書が読み上げられましたので、番号13 番、14番につきまして、順に委員の説明をお願いいたします。

それでは、13番をお願いいたします。

**〇17番(中山一久君)** 17番農業委員、中山です。13番の案件について御説明します。

譲受人は玉名市に本店を置き、山砂・砕石等建設資材の販売、土木工事業、土砂 運搬業を主に行っている法人であります。会社設立は平成28年でありますが、そ れ以前より同様の事業を展開しており、始末書のとおり平成10年ごろより申請地 を使用しています。事業の目的及び必要性は、資材置場・駐車場の設置のためです。 現地調査の結果、何ら問題ないと思いますので審議のほどよろしくお願いします。 以上です。

- ○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 続きまして、14番をお願いいたします。
- 〇推18番(後藤雄一君) 推進委員18番、後藤です。14番の案件について説明します。

申請地は玉名市天水支所から南西に300mの市道に沿った農地で、500m圏内に小学校、中学校、銀行、病院がある場所です。申請地の周辺は、西側に学校給食センター、北側は個人住宅建設予定の宅地、東側は道路、南側は譲渡人の畑です。申請人は現在、宇城市松橋町のアパートに夫婦2人で住んでいますが、将来を見据え、夫の実家近くに用地を求め、個人住宅の建設を計画しているものです。転用面積は396㎡で、施設面積は105.86㎡の平屋建て住宅を建設、駐車場を設置する計画です。給排水の計画については、給水はボーリングの水源を引き込み、生活排水については合併浄化槽を設置し、左側の排水路に流し、雨水については用水路に面していない三方をブロックで囲み、宅内排水路を設け、同じく用水路に流すということです。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って対処するとのことです。

以上、現地調査をした結果、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろ しくお願いします。以上です。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

続きまして、15番につきましても始末書の添付がありますので、事務局より読み上げます。

- ○事務局次長(宮本真由美君) ─ 15番の案件について始末書朗読 ─
- ○議長(下川 安君) ただいま15番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をお願いいたします。
- ○18番(田上靖晃君) 農業委員18番、田上です。15番の案件について説明します。

申請地は2カ所に分かれ、一つは玉名市天水支所から北に約150mで、県道から北東に3、4m入った農地、もう一カ所は、天水支所から同じく北北西に約200mで、県道から西に30mほど入った会社事業所用地内にある地目の現況は宅地

であります。それらの100m以内に天水郵便局、玉名市商工会天水支所等がある場所です。申請人は農業用資材他販売会社で、目的も二つ、一つは、駐車場用地の拡張を検討していたところ、会社の事務所から100mと近く必要な面積が確保できるということです。二つ目は、譲受人代表者の居住地及び譲受人の事務所及び倉庫所在地の間に存しており、始末書のとおり、現在も車両の通行や資材の搬入、搬出に利用されており、改めて本件土地を取得し、転用申請するものです。転用面積は全体で758㎡、465㎡については、盛土はせず砂利敷きの駐車場用地として整備し、車5台分の駐車スペースを確保する計画です。土地293㎡については、形状は現況のまま会社用地として事務所及び倉庫敷地と一体で利用されます。給排水については、給水はなく、雨水の処理については、駐車場は境界にコンクリートブロックを設置し、砂利敷きで自然浸透、あふれた分は西側の排水路に流します。事業用地については、敷地全体がコンクリート舗装をされており、事業所用地一帯で隣接排水路に流れます。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って対処するとのことです。

以上、現地調査した結果、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

5条申請につきまして委員の説明が終わりました。

ここで皆様のほうから御意見、御質問がありましたらよろしくお願いします。

(なしの声)

○議長(下川 安君) 御意見、御質問がなければ採決のほうに入りたいと思います。 議第53号農地法第5条の規定による許可申請15件につきまして、原案どおり 許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、 議第53号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第54号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。件数は14件です。

事務局の説明をお願いします。

○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。 7ページをお願いいたします。

議第54号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和4年11月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

8ページから9ページの総括表、10ページから11ページまでの集計表のとお

り玉名市長より意見を求められております。今回、所有権移転が1件、3,907 ㎡、利用権設定が10件、37,823㎡、合計11件、41,730㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(下川 安君) 事務局の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) 御意見、御質問がなければ採決のほうに移りたいと思います。 議第54号農用地利用集積計画の決定について11件です。原案のとおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、 議第54号につきましては、原案どおり決定いたしました。

----

## 5. 報告

- ○議長(下川 安君) 続きまして、報告のほうに移ります。報告第30号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第31号許可不要転用届についての38件を事務局より併せてお願いします。
- ○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。12ページをお願いいたします。

報告第30号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和4年11月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

続きまして、20ページをお願いいたします。

報告第31号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和4年11月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、伊倉北方の畑838㎡のうち50㎡を農道として。

2番、石貫の田99㎡のうち4.00㎡を携帯電話無線基地局設置のため。

3番、伊倉北方の畑1,392㎡のうち349㎡を特別高圧電線路の電線張り替え工事に伴う駐車場・資材置場の一時転用として。

以上3件、合計403.00㎡の許可不要転用届を受理しております。 以上、報告を終わります。 O議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 これで本日予定の議案審議と報告が終わりました。

\_\_\_\_\_

#### 6. その他

- **〇議長(下川 安君)** 続きまして、その他のほうに移りたいと思います。 皆さんのほうから何かございませんでしょうか。
- ○5番(坂本正敏君) 農業委員5番、坂本です。先月の総会時において様々な意見が 出ましたけれども、これどうするつもりなのかなと思いまして、委員長及び局長に お尋ねします。
- ○議長(下川 安君) このあいだ出たのは買受適格の話が1件出たと思います。それからあと3条の関係で御意見が出たのかなあというのが記憶はあるんですけれども、では事務局のほうからお願いします。
- ○事務局長(小山 博君) まず1点目ですけど、前回総会に出された意見、前回の耕作目的の農地買受適格証明願い出の承認案件が発生した場合の農業委員会の対応について、前回出された意見でですね、農地の競公売物件の公表についてですが、これは公表については裁判所のホームページ、掲示板、裁判所庁舎内の掲示板に公告がされます。また、公売物件の公表については、国税局、税務署のホームページ、官報報告で掲示がされます。

この官報というものですけど、これもっと拡大して官報そのものの拡大して、こういう新聞のタイトル状態なんですけどね。この官報というのが現在独立行政法人の国立印刷局においてですね、これは休日を除いて毎日発行される国の新聞といえるもので、創刊はものすごく古くて明治16年に創刊された国の法律公告などが掲載される、平日毎日発行される国の新聞といえるものです。

それらに掲載がされますが、この件に関しまして農業委員会がですね、このような情報が出た場合、競売・公売物件を市のホームページなど公の方法で告知する、知らせるということは、これは熊本県の農業会議にも確認を取りましたが、それは農業委員会としての業務として趣旨は適切でないという見解もありまして、そのように判断しておりますが、買受適格証明を有する者の買受け申出が可能になった競売物件、要はそのような案件が発生した場合ですね、その場合は、熊本地方裁判所から農業委員会あてに期間入札の実施が書面にて通知はされます。これ差し出しは熊本地方裁判所の裁判所書記官名で、玉名市農業委員会御中ということで、このような案件が発生しましたという通知は出されます。そこでこの前の委員からの御意見もあってですね、農地を最適化に使う農地利用の観点からも、また人・農地プランのそのようなことでこの計画が地域営農のために益となることであれば、何かそ

ういう周知する方法はないだろうかということでありました。ですので、公の方法でですね、告知する行為はできませんけど、これは先ほど言いましたようにその趣旨には少し反してきますので、ただし、農地の利用の最適化のためのそういう観点であるのならですね、この期間入札の実施が先ほど言いましたように書面で農業委員会あてに通知がされます。その時点でホームページとか紙とかの通知でのお知らせではなくてですね、これ一番地域営農に適したその当該地の農地の農業委員、また、せめて近隣、隣接する地域の農業委員にはお知らせしていこうということを考えております。

おおよその日程というのがですね、例えば、この入札がこのような通知が裁判所から農業委員会に届きました。このような案件が発生しておりますということが通知がされるのは、入札期間というのはですね、この前の議案でも説明した1週間あっとですよね。ですので、そういう案件が発生したら、大体入札開始の3カ月前にはその通知が届きます。前回は8月7日からの1週間の入札期間に対して、玉名市の農業委員会に届いた通知は5月10日ごろでした。ですので、おおよそ3カ月ぐらいのそのぐらいの日程がとれますので、その時点で今、申しましたとおり、隣接するところの農業委員にはお知らせをするとして、そしたらですね、毎月15日が審議の申請の締め切りですので、大体3カ月前にその通知が届いて、委員さんにお知らせしたとしたら、次の15日、またはその次の15日ぐらいまでそれに関して申請をしたいと、希望者がおったらですね、そういうことは申請書を受理するスケジュールは可能です。ですので、そのような方法をとっていきたいと考えております。

以上が、前回出されました買受適格証明のですね、より良い農地利用のためのという観点から、農業委員会としての考えを以上のとおりお知らせします。以上です。 それともう一点。

- ○係長(園木俊範君) 事務局の園木です。3条の申請で先月10月総会で委員から御質問がありましたが、農機具等の所有状況の質問があったことを受けまして、12月総会分から農区の委員に3条申請書のコピーをお渡ししたいと思います。申請書の内容につきましては、農作業従事者、作付け作物、農機具等の所有状況等が記載をされております。以上です。
- ○5番(坂本正敏君) すみません、様々な御意見が出ると思います。例えば、水本委員が出された、選挙時において一時的に駐車場として使われて、いまだにそのままになっていると。そういった、それも含めてまだいろいろ出ましたよね。多分テープに録ってあると思いますけど、それに対してはどのような対処の仕方をするんですか。

- **〇事務局長(小山 博君)** 事務局、小山です。前回御指摘がありました一時転用がですね、そのままになっている状態、そのようなことがもちろん委員がですね、実際見られてあった場合、速やかに事務局のほうに届けていただきたいと思います。すぐ調査して是正指導等をしていきたいと考えております。以上です。
- **○5番(坂本正敏君)** 要するに玉名市内の農業委員会で留めておくということですか。 例えば、それを県に上げるとか国に上げるとかという措置はしないんですか。
- **〇事務局長(小山 博君)** まだそれが発生したイコール、すなわち県、国への報告とは今のところは考えておりません。まず案件が発生した場合、その経緯のいきさつからちょっと精査してですね、状況を確認していきたいと思います。以上です。
- ○5番(坂本正敏君) はい、わかりました。
- **〇4番(岡田正治君)** 4番農業委員、岡田です。その件に関しましてですね、指導はするけど、そのあとはどうなるんですか。指導で終わるのか。指導、指導、指導はするけど、向こうは言うこときかんだったらそれで終わるとでしょう。
- **〇事務局次長(宮本真由美君)** 転用担当の宮本です。先ほどの坂本委員が、前総会の ときに水本推進委員がおっしゃったことはどうなんですかというところからお話し していきたいと思います。

選挙事務所として一時転用されたところは、前回の選挙事務所のときにも担当を された事業者の方から、前回はきちんと元に戻しています。という説明を業者から 聞いております。

水本推進委員がおっしゃっているのは、一時転用を最近したところではなくて、ずっと前からのことを多分おっしゃっていると思います。このような場合は農業委員会に上げていただき、詳細を調べた上で県への報告事項としていくこととなると思います。しかしながら、どういう対応をしていくとかいうことを調べるのは結局市町村単位になりますので、こちらにこういう案件がありますといって上げたとしても、結局市町村ごとに調査をしなさいということでまた下りてきますので、まずそこをしっかり確認をしていかないといけないということになりますので、ちょっと時間はかかりますけれども、いろんな対応の仕方があると思いますので、一緒に協力をいただいて進めていくことになるかと思います。以上です。

- **〇4番(岡田正治君)** 市から県に上がる、国に上がるという形になるんでしょうけれども、結果的に指導、また指導、結果的に向こうは言うこときかん、そのまま。別に強制力も何もないんですね。懲罰も何もないんですね。懲罰が必要とは思わんですけど、あんまり良いことじゃないから。ばってん指導しても言うこときかんだったらそれで終わりという形になるんじゃないんですか。
- **〇事務局長(小山 博君)** 事務局、小山です。これは今、指導、何も罰則とか、これ

は農地法の中ではですね、それは罰則といいますか、農地法違反、転用、いろんな 農地法ですね、5条の転用であるとかいろんなこと、罰則自体は存在しますので、 突き詰めて言われたらですね、必要な対応はすることになります。

- ○4番(岡田正治君) ああ罰則があるんですね。
- ○事務局長(小山 博君) はい、罰則はあります。
- **〇4番(岡田正治君)** ばってん、その罰則を使われた形跡とか、そういう実績はあるんですか。
- **〇事務局長(小山 博君)** 事務局、小山です。近年で、その一番古くから調べたちょっと経緯ははっきりしないんですけど、少なくともこの5、6年ぐらいではまだ罰則の履行はあっておりません。
- **〇4番(岡田正治君)** 罰則は必要とは思いませんけどね、あんまり良いことはないから。そういう形になっているのは、ある程度心強いところがあります。どうもありがとうございました。
- ○議長(下川 安君) 転用違反だと市が知って県に上げて、勧告して、県がだめだったら、そういうことを何回かずっと繰り返して、その次には罰則のほうにいくんだろうというふうに思うけれども、今まで聞いた私も罰則をですね、した、だからその時点で何らかの相手が対応するなり、そういうことをせんと。
- **〇4番(岡田正治君)** しかし聞かんやったら、なんていうかな、聞かんが勝ちみたいな、その傾向が使えるならですね。
- ○5番(坂本正敏君) 坂本です。そのために国まで上げてからですね、法律改正ばせんとどぎゃんしよんなかていうことですよ。いろんな意見ばですね、ただ玉名市の中でがやがや言いよったてちゃ、「ぬしどま何ば言いよっとかい」て、言わるっところに行って言わんとしゃが。私、農業委員になって最初に質問したのが、県の理事はどうやって上げるんですかてお尋ねしたと思います。玉名地域から上げる場合、やっぱりそういう玉名市から上がって、県に上がって意見ば言わんと通らんとですよね、何でん。そのために私がお尋ねしたところが、玉名は順番じゃなくて、ただしたいって言う人が、そういった代表者の方々で、今、長洲の会長さんがやりよっとかな。それでいち早く玉名市にまわしてもらって、委員会で出た意見をですね、県に言うなり国に言うなりして、変えていかんことには、農業委員の女性登用もなかなか進まんでしょう。そういった問題もあるけんですね、よかなら下川委員長に県に上がってもらって、いろんな意見を言ってほしいと思います。
- **〇推1番(水本信之君)** 推進委員1番ですけど、選挙事務所についてはですね、まだ あと2件ほどいまだになっていないところもあります。それと始末書がよく出ます けど、例えば、始末書が出されて、例えば今日も平成10年ごろから駐車場とかそ

ういうやつでやっとったと、そういうところの税金はどがんなっとですか。それだけは税金は取ってくれたらですね、なかなか農地だったところを宅地で利用して、宅地とか駐車場とかに利用して、税金はどがんなっとっとかなあと。そこでやって、埋め立てていろんなもんに使ってなっとったらですね、税金は払ったってどれくらいって、そこはちょっと。

○事務局次長(宮本真由美君) はい、事務局の宮本です。この始末書案件に関してはですね、水本推進委員が御心配されているように、税金に関しては固定資産税のほうで現地の確認をして、転用がきちんとなされていない場合でも現況を見て、宅地であれば宅地課税、雑種地であれば雑種地課税ということにしてあります。税務課から、この農地は現況が雑種地でしたから雑種地課税に変えましたという連絡がありますので、そのときは農業委員と現況を確認して農家台帳のほうも変えるようにしています。

ただ、税務課の課税が、宅地や雑種地であるものでも、農家台帳上にその雑種地、 宅地が反映していないものもあります。それが今回の5条の15番のような案件で す。そういう場合だと議案に農地のまま上がってきますが、現地調査をしたら宅地 でしたということになります。極力税務課の固定資産のほうでもしっかり課税調査 をして、現況で課税をしておられるところです。

- **〇推1番(水本信之君)** 推進委員1番、水本ですけど、例えばそれでわかったとして も、何年ごろからそうなっとったというのがすぐ確認できなかったらですね、何年 ごろからしたんですかて、さかのぼって税金を取ることはできんとですかね、追徴 課税のごとして。
- ○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。今のさかのぼってというのは、これは専門部署の税務課の問題等、はっきり答えがここではわからない部分がありますけど、一定の期限はさかのぼりもあるんじゃないかなというところですけど、ちょっと詳しいことがそこはわかりません。以上です。
- ○議長(下川 安君) 買受適格の証明の話、それから農地法第3条の話ですね、今、要するに一時転用と転用違反の話、それぞれありますけれども、現行では皆さんとともに現況をしっかりと把握してから、そのへんのところを是正をしていく、指導をしていくというのは、最終的にはそういう話になるのかと思うので、皆様方の御協力をよろしくお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

何かほかにございましたら、ございませんか。

(なしの声) -----

# 7. 閉 会

O議長(下川 安君) これをもちまして令和 4 年第 1 1 回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

----

閉 会 午後3時40分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年11月7日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農業委員境浩之

農業委員 中山 一久